令和８年度　認可保育所設置・運営事業者募集の実施について
（入所枠：50 人以上）

令和９年４月１日及び令和 10 年４月１日までに開設する認可保育所を設置・運営する法人等について、学識経験者等からなる保育事業設置運営予定者審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		設置運営予定者	施設名	設置予定場所	施設種別・事業類型	整備方法	応募定員	開設予定時期	誰通同時選定
行政区	募集番号								
都島区	2	応募事業者なし							
此花区	4	応募事業者なし							
西区	6	応募事業者なし							
港区	7	応募事業者なし							
大正区	8	応募事業者なし							
天王寺区	9	応募事業者なし							
浪速区	10	応募事業者なし							
西淀川区	11	応募事業者なし							
淀川区	12-①	(株)セリオ	(仮称)トレジャーキッズにしみくに保育園	西三国1丁目	保育所創設	補助	90	令和10年4月1日	無し
淀川区	12-②	応募事業者なし							
淀川区	12-③	応募事業者なし							
淀川区	12-④	ぬくもりのおうち保育(株)	(仮称)木川東ぬくもりのおうち保育園	木川東2丁目	保育所創設	補助	71	令和10年4月1日	無し
東淀川区	13-①	(社福)七彩学舎	(仮称)プティパ道教寺	豊里7丁目	保育所創設	補助	80	令和10年4月1日	無し
東淀川区	13-②	(株)木下の保育	(仮称)木下の保育園東淀川	菅原6丁目	保育所創設	補助	90	令和10年4月1日	無し
東成区	14	応募事業者なし							
生野区	15	応募事業者なし							
旭区	16	応募事業者なし							
城東区	17	応募事業者なし							
鶴見区	18	応募事業者なし							
阿倍野区	19	応募事業者なし							

住之江区	20	応募事業者なし
住吉区	21	応募事業者なし
東住吉区	22	応募事業者なし
東住吉区	22	応募事業者なし
平野区	23	応募事業者なし
西成区	24	応募事業者なし

※ 保育所創設の設置予定場所については、丁目までの表記となっています。

○　応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

（参考）　選定会議での意見

○淀川区・12-①　地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について
株式会社セリオに対する意見

・経営基盤は安定しており、継続的な運営が期待できる。
・保育事業を広く展開しているところは高く評価できる。
・研修計画についてもしっかりしたものを策定できており評価できる。今後も引き続き人材育成に取り組んでいただきたい。
・各種規程関係について、現状に合わせて適宜改定していただきたい。
・開園に向けて、人材確保を計画的に進めていただきたい。
・小学校との連携・交流に取り組んでいる点は高く評価できる。本園でも引き続き取り組んでいただきたい。

○淀川区・12-④　地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について
ぬくもりのおうち保育株式会社に対する意見

・保育に関わる事業を多方面で展開していることは高く評価できる。
・エリアマネージャー制度については高く評価できる。
・保育計画について、開園までに実態に即したものとなるよう、さらに充実させてほしい。
・研修計画はしっかり作りこまれており評価できる。実施にあたっては職員の経験年数等実態に応じて進めてほしい。
・各種規程等については現状に合わせて適宜改定していただきたい。
・法人の内部統制について、保育の実践に関する指導・確認体制ができるよう、取り組んでいただきたい。

○東淀川区・13-①　地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について
社会福祉法人七彩学舎に対する意見

・施設長予定者のもと、保育所保育指針に沿った保育を取り入れようとしていることは評価できる。
・研修計画について、よく吟味されており評価できる。
・保育の専門家を役員に加えるなど、体制強化を図り、運営の持続性を高めていただきたい。
・理事長の配置については、法人全体のマネジメントという観点と、保育の専門性という観点の双方を踏まえ、どちらか一方に偏ることなく、今後の法人運営に適した体制を検討してほしい。

○東淀川区・13-② 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

株式会社木下の保育に対する意見

・園の実態に沿った実効性のあるマニュアルへの改善を図られたい。

・保育所保育指針の内容を理解し、研鑽を重ね、日々の保育を実践できるようにしていただきたい。

・研修項目が多岐にわたっているが、こどもの理解を基盤とした保育内容・環境構成・援助方法を具体的に検討した研修項目になるよう努めてほしい。

・収支予算書について、運営している施設の平均値ではなく、１人当たりの平均値を使うなど、施設の規模や利用児童数等を踏まえた積算をしていただきたい。また、修繕費等においても、施設の実態や修繕計画を踏まえ設定してほしい。

・事業規模や施設数が増えているためバックアップを含めた人員体制を構築していただきたい。